

8-6 環境への負荷

8-6-1 廃棄物等

(1) 建設工事に伴う副産物

1) 切土工等又は既存の工作物の除去

ア. 予測及び評価

ア) 予測

a) 予測項目等

予測項目	予測の手法及び予測地域等
・切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物の状況	<p>予測手法：建設工事に伴う副産物として、切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設発生土及び建設廃棄物の種類ごとの発生量を定量的に把握し、これらの再利用及び処理、処分の方法を整理することで、副産物の状況を予測した。</p> <p>予測地域：対象事業実施区域の内、切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物が発生すると認められる地域とした。</p> <p>予測時期：切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物が発生する工事期間中とした。</p>

b) 予測結果

切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物の発生量の予測結果を表 8-6-1-1 に示す。また、当該副産物の処理、処分は、関係法令、要綱及び指針等に基づき発生を抑制し再使用又は再利用するとともに、その処理に当たっては適正処理を図る。

建設工事に伴う副産物の一般的な処理、処分の方法を「資料編 12-3-1 建設工事に伴う副産物の一般的な処理、処分の方法」に示す。

表 8-6-1-1 予測結果

主な副産物の種類		発生量 (m ³ , t)
建設発生土		1,400,000
建設廃棄物	建設汚泥	320,000
	コンクリート塊	43,000
	アスファルト・コンクリート塊	4,500
	廃プラスチック	167
	紙くず	59
	木くず	127

注 1. 発生土は、トラック運搬量を想定し、掘削土をほぐした後の膨張量を加算した土量である。

注 2. 建設発生土、建設汚泥、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の発生量の単位は「m³」、それ以外は「t」である。

イ) 環境保全措置

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、切土工等又は既存の工作物の除去による建設工事に伴う副産物に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、表 8-6-1-2に示す環境保全措置を実施する。

表 8-6-1-2 環境保全措置

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
建設発生土の再利用	適	建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業等への有効利用に努める等、適切な処理を図ることで、建設工事に伴う副産物の処分量を低減できるため、環境保全措置として採用する。
建設汚泥の脱水処理	適	脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の処分量を低減できるため、環境保全措置として採用する。
副産物の分別・再資源化	適	場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、建設工事に伴う副産物の処分量を低減できるため、環境保全措置として採用する。

ウ) 事後調査

切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物の発生量を定量的に把握した後、関係法令等に基づきこれらを適切に処理、処分することを示しており、採用する環境保全措置についても、効果の不確実性はないものと考えられることから、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しない。

イ) 評価

ア) 評価の手法

評価手法	<ul style="list-style-type: none"> ・回避又は低減に係る評価 事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか否かについて見解を明らかにすることにより評価を行った。
------	---

イ) 評価の結果

切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物の発生量は、表 8-6-1-1 に示すとおりであり、事業の実施にあたっては、事業者により実行可能な範囲内で、再利用及び再資源化を図る。なお、再利用及び再資源化できない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し適正に処理、処分する。指定基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれがある発生土は、選別して適切な現場管理を行うとともに、土壤汚染対策法ほか、関連法令等を遵守し適正に処理、処分する（「8-3-3 土壤汚染」参照）。

なお、副産物の減量化、再資源化にあたっては、「あいち建設リサイクル指針」（平成 14 年、愛知県）が定める表 8-6-1-3 に示す数値を目標として実施する。

したがって、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減できるものと評価する。

表 8-6-1-3 本事業における再資源化率の目標

特定建設資材廃棄物	再資源化率
コンクリート塊（コンクリートが廃棄物となったもの及びコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったもの。）	100%
アスファルト・コンクリート塊（アスファルト・コンクリートが廃棄物となったもの。）	100%

注1. 再資源化等率の目標は愛知県の「あいち建設リサイクル指針」を参考に設定した。

なお、工事期間中において、国・愛知県・名古屋市などによりリサイクルに関する新たな計画が策定された場合には、本事業における目標値も見直す計画とする。

(2) トンネルの工事

イ. 予測

ア) 予測項目等

予測項目	予測の手法及び予測地域等
・トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物の状況	<p>予測手法：建設工事に伴う副産物として、トンネルの工事に係る建設発生土及び建設廃棄物の種類ごとの発生量を定量的に把握し、これらの再利用及び処理、処分の方法を整理することで、副産物の状況を予測した。</p> <p>予測地域：対象事業実施区域の内、トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物が発生すると認められる地域とした。</p> <p>予測時期：トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物が発生する工事期間中とした。</p>

イ) 予測結果

トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物の発生量の予測結果を表 8-6-1-4 に示す。また、当該副産物の処理、処分は、関係法令、要綱及び指針等に基づき発生を抑制し再利用又は再利用するとともに、その処理に当たっては適正に処理する。トンネル工事に係る建設工事に伴う副産物の一般的な処理、処分の方法を「資料編 12-3-1 建設工事に伴う副産物の一般的な処理、処分の方法」に示す。

表 8-6-1-4 予測結果

主な副産物の種類	発生量 (m ³ , t)	
建設発生土	5,100,000	
建設廃棄物	建設汚泥	900,000
	コンクリート塊	4,500
	廃プラスチック	203
	紙くず	71
	木くず	153

注 1. 発生土は、トラック運搬量を想定し、掘削土をほぐした後の膨張量を加算した土量である。

注 2. 建設発生土、建設汚泥、コンクリート塊の発生量の単位は「m³」、それ以外は「t」である。

ウ. 環境保全措置

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、トンネルの工事による建設工事に伴う副産物に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、表 8-6-1-5 に示す環境保全措置を実施する。

表 8-6-1-5 環境保全措置

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
建設発生土の再利用	適	建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業等への有効利用に努める等、適切な処理を図ることで、建設工事に伴う副産物の処分量を低減できるため、環境保全措置として採用する。
建設汚泥の脱水処理	適	脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の処分量を低減できるため、環境保全措置として採用する。
副産物の分別・再資源化	適	場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、建設工事に伴う副産物の処分量を低減できるため、環境保全措置として採用する。

エ. 事後調査

トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物の発生量を定量的に把握した後、関係法令等に基づきこれらを適切に処理、処分することを示しており、採用する環境保全措置についても、効果の不確実性はないものと考えられることから、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しない。

オ. 評価

ア) 評価の手法

評価手法	<ul style="list-style-type: none"> ・回避又は低減に係る評価 事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか否かについて見解を明らかにすることにより評価を行った。
------	---

イ) 評価結果

トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物の発生量は、表 8-6-1-4 に示すとおりであり、事業の実施にあたっては、事業者により実行可能な範囲内で、再利用及び再資源化を図る。なお、再利用及び再資源化できない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し適正に処理、処分する。指定基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれがある発生土は、選別して適切な現場管理を行うとともに、土壌汚染対策法ほか、関連法令等を遵守し適正に処理、処分する（「8-3-3 土壌汚染」参照）。

なお、副産物の減量化、再資源化にあたっては、「あいち建設リサイクル指針」（平成 14 年、愛知県）が定める表 8-6-1-3 に示す数値を目標として実施する。

したがって、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減できるものと評価する。

(3) 廃棄物等

鉄道施設(駅)の供用により、廃棄物が発生することから、環境影響評価を行う。

1) 予測及び評価

ア. 予測

7) 予測項目等

予測項目	予測の手法及び予測地域等
・鉄道施設(地下駅)の供用に伴う廃棄物の状況	予測手法：鉄道施設(地下駅)の供用に伴う廃棄物の種類ごとの発生量を定量的に把握し、これらの再利用及び処理、処分の方法を整理することで、廃棄物の状況を予測した。 予測地域：対象事業実施区域の内、鉄道施設(地下駅)の供用に伴う廃棄物が発生すると認められる地域とした。 予測時期：鉄道施設(地下駅)の供用が定常状態となる時期とした。 予測条件：地下駅の供用に伴う廃棄物の算定の基本となる乗降人員を最大約150千人/日と想定し、運行される列車の本数を「3-4-7 対象鉄道建設等事業に係る鉄道において運行される列車の本数」に記載のとおり150本/日とした。

1) 予測結果

鉄道施設(地下駅)の供用に伴う廃棄物の発生量の予測結果を表8-6-1-6に示す。また、当該廃棄物の処理、処分は、関係法令、要綱及び指針等に基づき発生を抑制し再使用又は再利用するとともに、その処理に当たっては適正処理を図る。鉄道施設(地下駅)の供用に伴う廃棄物の一般的な処理、処分の方法を「資料編12-3-2 鉄道施設の供用に伴う廃棄物の一般的な処理、処分の方法」に示す。

表 8-6-1-6 予測結果

種類	年間発生量 (t)
新聞・雑誌	460
ビン・カン	290
その他	1,500
合計	2,300

注1. 発生量の算出にあたっては東海道新幹線の実績を基にした。

イ. 環境保全措置

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、鉄道施設(地下駅)の供用による廃棄物に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、表8-6-1-7に示す環境保全措置を実施する。

表 8-6-1-7 環境保全措置

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
廃棄物の分別・再資源化	適	分別回収施設の設置や利用者への周知を行い、分別・再資源化の徹底を図ることで、鉄道施設(地下駅)の供用による廃棄物の処分量を低減できるため、環境保全措置として採用する。
廃棄物の処理、処分の円滑化	適	廃棄物保管場所の設置を適切に行い、廃棄物の処理、処分の円滑化を図ることで、分別・再資源化及び適正処理を徹底することができ、鉄道施設(地下駅)の供用による廃棄物の処分量を低減できるため、環境保全措置として採用する。

ウ. 事後調査

鉄道施設（地下駅）の供用に伴う廃棄物の発生量について定量的に把握した後、関係法令等に基づきこれらを適切に処理、処分することを示しており、採用する環境保全措置についても、効果の不確実性はないものと考えられることから、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しない。

エ. 評価

ア) 評価の手法

評価手法	<ul style="list-style-type: none"> ・回避又は低減に係る評価 事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか否かについて見解を明らかにすることにより評価を行った。
------	---

イ) 評価の結果

鉄道施設（地下駅）の供用に伴う廃棄物の発生量は、表 8-6-1-6 に示すとおりであり、事業の実施にあたっては、事業者により実行可能な範囲内で、再利用及び再資源化を図る。なお、再利用及び再資源化できない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し適正に処理、処分する。

したがって事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減できるものと評価する。